

(参考2) 本市の障害福祉サービス等事業所数

(令和2(2020)年11月1日現在)

(単位:か所)

区分		施設内容	事業所数
訪問系サービス	居宅介護	障害者（障害支援区分1以上）等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施	271
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的・精神障害者（障害支援区分4以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施	279
	同行援護	視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者等に外出時に同行し、代筆・代読などにより必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を実施	41
	行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障害者（障害支援区分3以上）等の行動援護、外出時の移動介護等を実施	12
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者（障害支援区分6）等に、居宅介護その他のサービスを包括的に提供	0
根拠法令…障害者総合支援法 日中活動系サービス	生活介護	障害者（障害支援区分3以上：50歳以上の場合は2以上）に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供	71
	自立訓練（機能訓練）	障害者への身体機能の回復等に必要なリハビリテーション等を実施（期間は18か月を標準とする）	1
	自立訓練（生活訓練）	障害者が自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施（期間は24か月（長期間入院・入所していた場合は36か月）を標準とする）	12
	就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施（期間は24か月を標準とする）	21
	就労継続支援（A型：雇用契約あり）	一般企業等への就労が困難な障害者（雇用契約に基づく就労が可能な障害者）に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	39
	就労継続支援（B型：雇用契約なし）	一般企業等への就労が困難な障害者に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	113
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者に、相談等を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施	17
	療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障害者（障害支援区分5以上又は6）への医療的ケアや介護等を実施	1
	短期入所	介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護等を実施	52
	居住系サービス	障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障害者で単身生活をしようとする者に、定期的に居宅を訪問するなどして、家事、体調などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を実施	2
根拠法令…児童福祉法 障害児支援	共同生活援助（グループホーム）	障害者（65歳以上の身体障害者は、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。）が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施	92
	障害者支援施設	施設に入所する障害者に対し、主として夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を実施（施設入所支援）するとともに、日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を提供	18
	児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施	68
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施	2
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施	203
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を実施	10
根拠法令…児童福祉法	福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施	4
	医療型障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施	1